

飲 用 認 定 事 業

2008年12月に施行された公益法人制度改革に対して、ひかり協会は「三者会談」の合意を踏まえ、公益財団法人への移行を決めました。2011年3月に内閣府より公益認定され、4月の登記をもって公益財団法人への移行を完了しました。

公益認定された理由の重要なひとつが、「不特定多数を対象とする公益目的事業」として認められた「未確認被害者の飲用認定事業」でした。したがって重要な事業として位置づけ、「40歳以降の被害者救済事業のあり方」のなかに明記しています。

理事会で作成した「森永ひ素ミルク飲用者の認定に係る事務要領」を「三者会談」救済事業推進委員会等でも検討し、現在ではそれにしたがって都道府県の窓口の協力を得て申請の受付を行い、協会の認定委員会において審査を行っています。